

審判委員会規定・細則の確認と変更点について

審判委員会

* 審判員の講習会（クリニック）を受講しない審判員が増加していることから、審判委員会の規定に沿って以下の通り、講習会参加について実施し、審判員の意識と技術の向上を図りたいと思います。

（細目の変更点）

1. 審判員は（A・B・C）は年に1回の講習会を受講しなければならない。
（従来はA級審判のみ必修であったが、B・Cも必修とする）
2. 講習会費用と登録費を納入するものとする。
（B・Cは講習会費用のみとする）
3. 受講をしない場合は、次年度の審判業務に就くことはできない。
4. 3年間講習を受講しない場合は、資格停止とする。

（運用面の変更について）

* 審判員の年齢制限について

1. 審判員の年齢については、勤務延長制度等を考慮し65歳まで延長する。

（審判員の昇級試験について）

1. A級審判試験は、年に1回JOC大会で行うこととする。
2. B級審判試験は、各ブロックの講習会で実施する。
 - ・試験は講習会に参加し、実技試験を実施する。
 - ・試験に合格した場合は試験担当審判が日本協会に申請するものとする。
3. C級審判試験はA級審判員が判断し、日本協会に申請するものとする。